

関電原発不正マネー
徹底究明！



関電株主代表訴訟（土砂処分等高値発注）

第2回口頭弁論 9月4日(木)

午後1時 裁判所前でミニ集会、入廷行進

午後2時 開廷（1時間程度を予定）

終了後 記者会見 兼 報告集会

（堂島ビルディング1階会議室）



この裁判では、森元会長、八木元会長、豊松元副社長ら5名が高浜町元助役の関連会社を儲けさせるため土砂処分や土地賃借を高値発注したこと、事業に失敗した原発推進派の高浜町議を救済するため倉庫を高値で賃借したことの損害賠償を請求しています。

2023年12月に第1回の口頭弁論が行われて以降、計8回の準備手続き（非公開）が行われました。原告は高値発注を明らかにした関電コンプライアンス委員会報告書の根拠資料について、文書提出命令を出すよう申立てています。株主代表訴訟では、原告があらかじめ手にしている証拠は少なく、この申立てが認められるかどうか勝敗を分ける重要な段階です。

また、地元関係者を儲けさせるために高値発注をしたという主要事実を推認できる（私たちの主張の理由になるような）間接事実を整理した準備書面を近く提出します。この書面を踏まえて、口頭弁論の頃には被告が認否を明らかにすると思われます。

早くも前半の山場を迎えた裁判、ぜひ傍聴席を満杯にして、文書提出命令を出すよう求める市民の声の大きいことを示してください。

関電株主代表訴訟原告団 080-5342-4819（滝沢）

<https://kandenkabudai.com/index.html>

（裏面にその他の株主代表訴訟の現状報告）



土砂処分等高値発注以外の関電株主代表訴訟 5 月末段階

	概要	現状
会社訴訟	八木元会長、岩根元社長ら 6 名が金品受領、役員報酬・追加納税分の闇補填など不正を行っていたことの損害賠償請求。関電と株主が原告。 関電の提訴により、下記の株代訴訟から分離され、こちらに併合されています。	2023 年 6 月の第 3 回口頭弁論以降、9 回の準備手続きが行われました。原告会社と被告の主張はほぼ出尽くしています。原告株主は、第三者委員会報告書作成の元になった書類等に対する文書提出命令を出すよう申立てていましたが、本年 3 月 27 日に必要性なしとして、却下されてしまいました。残念な結果ですが、他の証拠を駆使して闘っていく方針です。 秋に予定されている準備手続きでは、証人調べについても協議する予定で、来年には口頭弁論で証人調べが行われる見込みです。
株主訴訟 金品還流	関電が提訴しなかった事件当時の取締役、監査役ら 17 名が、取締役会や監査役会へ報告義務を果たさなかったことなどに伴う損害賠償請求。	昨年 7 月の第 5 回口頭弁論以降、3 回の準備手続きが行われて、論点の整理や被告の認否が行われました。 裁判所からは、責任論が整理され一定主張がそろったのであれば、今後は損害論や因果関係論を検討していきたいと方針が示されています。
株主訴訟 カルテル	関電が、中国電力、中部電力、九州電力とお互いのエリア内での競争を抑えるカルテルを結んでいたことに伴う損害賠償請求。被告はカルテルに関与した取締役 12 名。 また、中国電力、中部電力、九州電力の株主もそれぞれ関与した取締役を訴えています（株主代表訴訟）。 なお、中国電力、中部電力、九州電力は、公正取引委員会に対し、排除措置命令等の取り消し訴訟を提起しています。	昨年 6 月の第 1 回口頭弁論以降、4 回の準備手続きが行われ、論点整理が進められました。被告は認否を渋っていましたが、一定の反論が行われたので、今後、原告から反論を予定しています。 一方、この裁判とは別に、証拠を収集するため関電取締役会の関係議事録の謄写閲覧を原告の有志 3 人で、会社法に基づき申し立てていましたが、本年 1 月 31 日に却下されました。関電の主張は、「公取委への自主申告は秘密にしておくことが求められており、取締役会で議論すると社員から情報が洩れるので議論していない。議事録はない。」でした。裁判所がこれを認めたのです。

▼裁判を支援するためのカンパ大歓迎▼

郵便振替 00940-6-325031 関電株主代表訴訟原告団